

地域介護予防活動支援事業

介護予防のための「通いの場」

補助金申請の手引き

さくら市 健康福祉部 高齢課 地域包括ケア推進係

〒329-1392 さくら市氏家 2771 番地

電話 028-681-1155

さくら市介護予防のための「通いの場」開設等補助について

1 目的

通いの場の立ち上げや運営費に補助金を交付することで、高齢者が住みなれた地域で元気に生きがいを持って暮らすことができる地域づくりを推進します。

2 通いの場とは

高齢者の方々が日常的にお住まいの地域で人とふれあうことができる場所のことです。体操やレクリエーションなど様々な活動を行います。

3 補助の対象となる活動（下記の要件をすべて満たすもの）

- ①介護予防に効果が期待される運動、体操等を行う
※運動、体操等を行った後は参加者同士で自由にすごしてください
- ②月2回以上定期的に開催し、開催時間は1時間以上とすること
- ③一回当たりの参加人数が65歳以上の方が5名以上であること

4 補助の内容

◇運営費補助:60,000円(上限額)

【消耗品、会場使用料など通いの場を運営していくための費用】

◇開設費補助:10,000円(初年度のみ 1回を限度)

【イス、テーブルなど通いの場を始める際の費用】

※開設費補助については初めて立ち上げる通いの場に対して1回に限り対象とします。

◇改修費補助:40,000円(1回を限度)

【手すり取り付けなどの軽微な改修の費用】

5 運営費補助対象経費

運営費補助の対象となる経費としては以下のとおりです。

報償費：講師等に対する謝礼金

需用費：消耗品代、印刷製本代

役務費：保険料、郵送料

使用料賃借料：会場の使用料や借り上げ料

食糧費：食材費等

その他、市長が必要と認めるもの(ご相談ください)

6 補助金交付対象者(下記の要件をすべて満たすもの)

- ①市内に事業所、または、活動の拠点を有するもの
- ②高齢者の介護予防を推進するための取り組みを行うことができるもの
- ③1年以上定期的に通いの場を開催することができる見込みがあるもの

7 通いの場の利用対象者

どなたでも利用できますが、65歳以上の方が5名以上利用することが補助の対象となります。

8 通いの場の内容

◇1日の流れ(例)

09:30 開催 体操が始まるまで談話

10:00 健康体操

10:30 休憩しながら談話

11:00 レクリエーション(歌・ゲーム、脳トレ等)

12:00 片づけ・終了

※その他の内容としては茶話会、カフェなどのサロン、脳トレ、専門職による介護予防教室の開催、季節の行事など。

※趣味の活動に特化し、参加者が制限される内容ではないこととする。

※通いの場がサークル活動など特定の趣味活動の場にならないようにすること。

9 収入について

この補助金以外の収入は、利用者からの年会費収入、利用者負担金収入、行政区からの補助等が考えられます。

12 申請等の流れ

平成 31(2019)年 4 月 1 日(月) 申請受付開始

提出書類

- ①交付申請書(様式1)
- ②事業計画書(様式2)
- ③収支予算書(様式3)
- ④参加者名簿(別紙)



随時受付いたします(年度途中の開設の場合、運営費補助は月割り計算となります)。
様式は、高齢課窓口で配布しているほか、市のホームページからダウンロードもできます。



内容を審査し、交付の可否を決定し、通知します。

※交付決定後に事業内容や補助金額に変更がある場合には市にご連絡ください。
変更承認申請書を提出していただく場合があります。



当該年度終了後、報告書を提出していただきます。

- ①実績報告書(様式9)
- ②事業報告書(様式10)
- ③収支決算書(様式3)

内容を審査し、補助金が交付できると認められた場合に、補助金の額などを通知します。



通知後、請求書を提出して補助金が支払われます。

※特別な事情がある場合には補助金の概算払いを受けることも可能です。

※すべての補助について補助額以上の支出が無かった場合、返金していただきます。支出内容がわかるように、領収書等を整理しておいてください。

13 お問い合わせ

さくら市高齢課地域包括ケア推進係
さくら市氏家2771
電話 681-1155

介護予防のための「通いの場」補助金 Q&A

Q: 介護予防に効果が期待される運動とはどのようなものが対象ですか？

A: 野球やテニスなど参加できる人が特定されてしまう運動以外であれば対象となります。

Q: 体操用マット、レクリエーション用具等の購入は補助対象経費となりますか？

A: 消耗品代として補助対象経費と認めます。

Q: サロンに通う際の車のガソリン代などは補助対象経費となりますか？

A: 認められません。

Q: 違う場所での月2回の開催の場合は申請できますか？

(例: ○○公民館と△△集会所)

A: 申請できますが、場所が変わってしまうと通いにくくなる方がいる場合があるので、なるべく同じ場所で月2回の開催をできるように調整を行ってください。

Q: 市の他の補助金制度を活用している団体は申請できますか？

A: 対象経費が他の補助金と重複しなければ申請はできます。

Q: 月2回の開催や65歳以上の方が5人参加できなかつたら？

A: 補助金の一部返還などとなる可能性があります。

Q: 公園などを通いの場として利用しての申請はできますか？

A: 天候の影響により開催できない可能性が高いため、申請はできません。

Q: 現金支給はできますか？

A: 原則、口座振り込みとなります。

Q: 自宅を利用して通いの場(サロン)を開催していますが補助金の申請はできますか？

A: できます。

Q: 開催時間の1時間は準備、片付け時間を含めますか？

A: 運営スタッフだけではなく、参加者全員で準備、片付けを行っている場合は、開催時間を含めて構いません。

Q: 年度途中で通いの場(サロン)を新設する場合、補助金の申請はできますか？

A: できます。ただし、運営費補助については、月割り計算となります。

例) 令和元年の10月から開設する場合

運営費補助は10月～翌3月までの6か月分となるので、令和元年については
 $60,000 \text{円} \times 6/12 \text{か月} = 30,000 \text{円}$ が上限となります。

Q: 概算払の申請はできますか？

A: 年度当初に費用の確保が困難な場合は申請できます。ただし、年間の支出額が概算払の額を下回った場合は、差額分については返還となります。また、支出見込み額について概算払の手続きを行ったが、支出額が上回ったという場合、各補助の上限額の範囲内であれば年度末に差額分の申請が可能です。